



盛岡市プレスリリース

～輝きが増し 活力に満ち 夢をかなえるまち盛岡～

令和7年10月9日

都市整備部 建築指導課

市政記者クラブ加盟社 各位

令和7年度 違反建築防止週間について

10月15日（水）から21日（火）は、違反建築防止週間です。

違反建築防止週間は、建築基準法その他の関係法令の目的・内容に関して理解と認識を深め違反建築物の防止を図り、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資することを目的として全国で実施されます。

10月17日（金）には、岩手県内全域で「公開一斉パトロール」が実施されます。盛岡市では市内全域のパトロールを行います。

パトロールでは、建築物が法に適合した状態で建てられているかどうかを確認します。また期間中の平日9時～17時まで、都南分庁舎2階の建築指導課内において違反建築相談所を設置し、市民の皆さまの御相談にお答えいたします。つきましては、広く一般市民の方にも本週間の趣旨を理解してもらうとともに、違反建築を防止し安心して生活できる空間を確保するため、広報に御協力をお願いいたします。

記

【期 間】令和7年10月15日（水）～21日（火）

【内 容】建築物等の工事監理、中間検査、完了検査の徹底及び違反建築物の是正

【公開一斉パトロールの実施について】

日 時：令和7年10月17日（金）

出発式：令和7年10月17日（金）午前9時30分から

場 所：都南分庁舎北側車庫前

対象区域：市内全域

対象建物：工事中の建築物

【建築相談所の設置について】

日 時：令和7年10月15日（水）～21日（火）平日9時～17時

場 所：都南分庁舎2階建築指導課内

内 容：違反建築物等に関する相談等

【添付資料】「令和7年度違反建築物防止週間実施要領」

【問い合わせ先】

盛岡市 都市整備部 建築指導課 査察係

担当：山口（やまぐち）

TEL：601-3288（建築指導課ダイヤルイン）

令和7年度違反建築防止週間実施要領

1 目的

市民が安心して暮らすため、建築物等の工事監理、中間検査、完了検査及び違反建築の是正を徹底し違反建築物を解消するとともに、建築基準法及び建築関係法令の目的・内容について、広く市民に周知を図り、安全な建築の推進と良質な市街地環境の形成に資することを目的とする。

2 期間

令和7年10月15日（水）から10月21日（火）

3 重点事項

- (1) 適切な工事監理の確保が行われるための啓発、指導及びパトロール
- (2) 中間検査の徹底のための啓発
- (3) 工事完了検査の徹底のための啓発、工事完了検査申請の督促
- (4) 違反建築物に関与した建築士や建築士事務所に対する懲戒及び監督処分制度の周知等
- (5) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の是正指導

4 実施事項

- (1) 広報活動
 - ア 「広報もりおか10月1日号」に本週間の実施を掲載し、広く市民に周知する
 - イ 市のホームページに本週間の実施を掲載し、広く市民に周知する
 - ウ 本週間に関する横断幕（縦1メートル、横10メートル）の設置（市庁舎本館2階）
 - エ ポスターの掲示（市本庁舎、若園分庁舎、上下水道局、玉山総合事務所、都南分庁舎）
- (2) 公開一斉パトロールの実施
10月17日（金）午前9時30分から出発式（場所：都南分庁舎北側車庫前）を行い、午後4時00分まで、工事中の建築物等のパトロールを実施する。期間中に盛岡市単独パトロールも実施する。
- (3) 建築相談所の開設
10月15日（水）から21日（火）の平日9時～17時まで、建築指導課内に違反建築相談所を設置し建築相談に応じる。
- (4) 建築行政懇談会
建築関係団体等と行政懇談会を開催し、違反建築の実態や今後の取り組みについて情報交換を行う。（11月5日にアートホテルを会場とし、岩手県建築士事務所協会会員と懇談会及び懇親会を開催予定）

5 本週間終了後の継続事項

本週間を重点期間と位置付け、週間終了後も継続的に違反建築防止対策に取り組む。